

議 案 参 考 資 料

令和３年３月 定例会

(目 次)

○市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第１条関係）（第２号議案関係）	(１)
○大村市教育委員会教育長の給与等に関する条例（新旧対照表）（第２条関係）（第２号議案関係）	(２)
○大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例の改正概要（第３号議案関係）	(３)
○大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第３号議案関係）	(４)
○大村市介護保険条例の改正概要（第４号議案関係）	(６)
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第４号議案関係）	(７)
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正概要（第５号議案関係）	(９)
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第１条関係）（第５号議案関係）	(1 2)
○大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第２条関係）（第５号議案関係）	(5 9)
○大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第３条関係）（第５号議案関係）	(7 9)
○大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第４条関係）（第５号議案関係）	(8 4)
○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第５条関係）（第５号議案関係）	(9 1)
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第６号議案関係）	(1 0 4)
○大村市文化基金活用状況（第７号議案関係）	(1 0 5)

○大村市文化基金条例（新旧対照表）（第 7 号議案関係）	（ 1 0 6 ）
○新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例（新旧対照表）（第 8 号 議案関係）	（ 1 0 7 ）
○土地の位置図（第 9 号議案関係）	（ 1 0 8 ）
○公用車の交通事故について（報告第 1 号関係）	（ 1 0 9 ）
○広域農道上の自動車破損事故について（報告第 2 号関係）	（ 1 1 1 ）

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
附 則 1～9 略 10 令和3年3月に支給する市長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の60を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第3条に規定する退職手当の額を算出する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。	附 則 1～9 略

大村市教育委員会教育長の給与等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
附 則 1 ～ 4 略 5 令和3年3月に支給する教育長の給料月額、第2条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の60を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条第4項前段において準用する市長及び副市長の退職手当に関する条例第3条に規定する退職手当の額を算出する場合における給料月額は、第2条第2項に規定する額とする。	附 則 1 ～ 4 略

大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例の改正概要（第 3 号議案関係）

1 改正の理由

大村市モーターボート競走場で開催するナイトレースの開催日又は前日検査の日に勤務する従事員に対しナイトレース手当を支給しているが、大村市モーターボート競走場以外の競走場で開催されるナイトレースの場外発売日に勤務する従事員についても、ナイトレース手当を支給するとともに、所要の条文整理を行うため、以下のとおり条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) ナイトレース手当の支給基準として、大村市モーターボート競走場以外の競走場で開催されるモーターボート競走について、午後 8 時以後の時間まで場外発売をする日を追加する（第 8 条の 2 関係）。
- (2) 従事員の給与の種類に関する規定等について、所要の条文整理を行う（第 3 条、第 4 条及び第 11 条関係）。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（上記 2 の (2) については、公布の日）

大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 従事員の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。 3 略	(給与の種類) 第3条 従事員の給与の種類は、賃金及び手当とする。 2 賃金は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。 3 略
(給料表) 第4条 給料については、従事員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。 (ナイトレース手当) 第8条の2 ナイトレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日（以下この条において「開催日」という。）、大村市モーターボート競走場以外の競走場で開催されるモーターボート競走について、午後8時以後の時間まで場外発売をする日（以下この条において「場外発売日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であって、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したものに対して、その勤務について支給する。	(賃金表) 第4条 賃金については、従事員の職務の種類に応じ、必要な種類の賃金表を設けるものとする。 (ナイトレース手当) 第8条の2 ナイトレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日として管理者が定める日（以下この条において「開催日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において同じ。）の日に勤務を命ぜられた従事員（前日検査の日にあつては、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であって、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したものに対して、その勤務した日について支給する。
(給料の減額) 第11条 従事員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間につき、	(賃金の減額) 第11条 従事員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間につき、

改正後	改正前
給料を減額して支給する。	賃金を減額して支給する。

大村市介護保険条例の改正概要（第４号議案関係）

１ 改正の理由

令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画の策定に伴い、その間の各年度における介護保険料の額を定めるとともに、市町村特別給付を行うため、以下のとおり条例の改正を行うものである。

２ 主な改正の内容

(1) 介護保険料の設定

市町村は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条に基づき、３年ごとに介護保険事業計画を定めるものとされている。本市の第８期介護保険事業計画の策定に伴い、当該計画において見込んだ保険給付に要する費用等を基に、令和３年度から令和５年度までの各年度における介護保険料（現行と同額）を定める。

(2) 市町村特別給付の実施

介護保険法第６２条に規定する市町村特別給付として、理容所又は美容所に出向くことが困難である者が居宅で理美容サービスを受けられるよう、訪問理美容サービス費の支給を行う。

３ 施行期日

令和３年４月１日

大村市介護保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 介護保険の実施に関する施策 第1節 介護保険 第1款 略 第2款 保険料（第3条～第9条） 第3款 市町村特別給付（第9条の2） 第4款 保健福祉事業（第9条の3） 第2節 略 第3章～第5章 略 附則 （保険料） 第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(9) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、20,880円とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減	目次 第1章 略 第2章 介護保険の実施に関する施策 第1節 介護保険 第1款 略 第2款 保険料（第3条～第9条） 第3款 保健福祉事業（第9条の2） 第2節 略 第3章～第5章 略 附則 （保険料） 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(9) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、20,880円とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減

改正後	改正前
額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、48,720円とする。 第3款 市町村特別給付 第9条の2 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、訪問理美容サービス費の支給を行う。 第4款 保健福祉事業 (保健福祉事業) 第9条の3 略	額賦課に係る令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、48,720円とする。 第3款 保健福祉事業 (保健福祉事業) 第9条の2 略

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正概要（第5号議案関係）

1 改正の理由

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び居宅介護支援の指定基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、又は当該基準を標準とし、若しくは参酌し、それぞれ個別の条例で定めている。また、介護予防・日常生活支援総合事業の指定基準は、居宅サービスの指定基準に準じて、条例で定めている。

当該省令が改正されたことに伴い、以下のとおり条例の改正を行うものである。

※改正する条例

- (1) 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例
- (3) 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例
- (4) 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例

2 主な改正の内容

○全サービス共通

① 感染症対策の強化（3年の経過措置期間あり）

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、訓練の実施等を義務付ける。

② 業務継続に向けた取組の強化（3年の経過措置期間あり）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業者に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者における適切なハラスメント対策を強化するため、介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進を図るため、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減を図るため、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担の軽減やいわゆるローカルルールの解消を図るため、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減を図るため、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

⑧ 高齢者虐待防止の推進（3年の経過措置期間あり）

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を図るため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

○各サービス

(1) 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

① 夜間対応型訪問介護

- ・オペレーターの配置基準等の緩和

② 地域密着型通所介護

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け（3年の経過措置期間あり。以下同じ。）

③ 認知症対応型通所介護

- ・管理者の配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

④ 小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

⑤ 認知症対応型共同生活介護

- ・認知症グループホームのユニット数の弾力化及びサテライト型事業所の基準の創設
- ・認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
- ・計画作成担当者の配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し
- ・介護保険施設の人員配置基準の見直し
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- ・口腔衛生管理の強化

- ・栄養士又は管理栄養士の配置等
- ・個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

(2) 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例

① 介護予防認知症対応型通所介護

- ・管理者の配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症グループホームのユニット数の弾力化及びサテライト型事業所の基準の創設
- ・認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
- ・計画作成担当者の配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

(3) 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例

主な改正事項はなし。

(4) 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

- ・事業者における利用者への説明事項の追加
- ・事業者を対象とする点検・検証の仕組みの導入
- ・令和3年4月1日以後、管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。
ただし、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。
- ・令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者が主任介護支援専門員でなければならない旨の要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

(5) 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例

① 生きがい対応型通所サービス

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

② 高齢者活動支援サービス

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

3 施行期日

令和3年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和3年10月1日）

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
目次 第1章～第8章 略 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節～第3節 略 第4節 運営に関する基準（第198条～第204条） 第10章 雑則（第205条） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第7条 略 2～4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる	目次 第1章～第8章 略 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節～第3節 略 第4節 運営に関する基準（第198条～第204条） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第7条 略 2～4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる

改正後	改正前
る。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第152条第12項において同じ。） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第84条第3項及び第85条において同じ。） (6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第	る。 (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。） (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。） (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。） (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。） (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。） (6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。） (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。） (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第

改正後	改正前
4 8 条 第 4 項 第 8 号 及 び 第 5 章 から 第 8 章 ま で に お い て 同 じ。) (9)～(12) 略 6 ～ 1 2 略 (運営規程) 第 3 2 条 指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 事 業 者 は、指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 事 業 所 と に、次 に 掲 げ る 事 業 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 (以 下 こ の 章 に お い て 「運 営 規 程」 と い う。) を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。 (1)～(7) 略 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 略 (勤務体制の確保等) 第 3 3 条 略 2 ～ 4 略 5 指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 事 業 者 は、適 切 な 指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 の 提 供 を 確 保 す る 観 点 か ら、職 場 に お い て 行 わ れ る 性 的 な 言 動 又 は 優 越 的 な 関 係 を 背 景 と し た 言 動 で あ っ て 業 務 上 必 要 か つ 相 当 な 範 囲 を 超 え た も の に よ り 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 従 業 者 の 就 業 環 境 が 害 さ れ る こ と を 防 止 す る た め の 方 針 の 明 確 化 等 の 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。 (業務継続計画の策定等)	5 章 から 第 8 章 ま で に お い て 同 じ。) (9)～(12) 略 6 ～ 1 2 略 (運営規程) 第 3 2 条 指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 事 業 者 は、指 定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 事 業 所 と に、次 に 掲 げ る 事 業 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 (以 下 こ の 章 に お い て 「運 営 規 程」 と い う。) を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。 (1)～(7) 略 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第 3 3 条 略 2 ～ 4 略

改正後	改正前
第33条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （衛生管理等） 第34条 略 2 略 3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図	（衛生管理等） 第34条 略 2 略

改正後	改正前
ること。 (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 (揭示) 第35条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。 (地域との連携等) 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利	(揭示) 第35条 略 (地域との連携等) 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随

改正後	
改正前	時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略	2～4 略
（虐待の防止） 第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	2～4 略

改正後	改正前
(訪問介護員等の員数) 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上	(訪問介護員等の員数) 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。 (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問

改正後	改正前
2 略 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所 (2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 指定介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 指定介護療養型医療施設 (12) 介護医療院 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サ	介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 2 略

改正後	改正前
サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 (運営規程) 第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 略 (勤務体制の確保等) 第57条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事	(運営規程) 第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第57条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事

改正後	改正前
業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に任せられることができる。 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。	業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならぬ。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に任せられることができる。
4 略	4 略
5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言	

改正後	改正前
動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (地域との連携等) 第58条 略 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 (準用) 第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター従業員等」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。	(地域との連携等) 第58条 略 (準用) 第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター従業員等」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
(運営規程) 第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略 (勤務体制の確保等) 第60条の13 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (非常災害対策)	(運営規程) 第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 略 (勤務体制の確保等) 第60条の13 略 2 略 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (非常災害対策)

改正後	改正前
第 6 0 条の 1 5 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第 6 0 条の 1 6 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。 (地域との連携等) 第 6 0 条の 1 7 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センタ	第 6 0 条の 1 5 略 (衛生管理等) 第 6 0 条の 1 6 略 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。 (地域との連携等) 第 6 0 条の 1 7 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センタ

改正後	改正前
一の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 略 (準用) 第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、	一の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～5 略 (準用) 第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、

[illegible]

改正後	改正前
第 6 0 条の 3 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 略 (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第 6 0 条の 3 6 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2・3 略 (準用) 第 6 0 条の 3 8 第 1 1 条から第 1 4 条まで、第 1 7 条から第 1 9 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 3 条の 2、第 3 5 条から第 3 9 条まで、第 4 1 条の 2、第 4 2 条、第 6 0 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 3 項第 2 号を除く。)、第 6 0 条の 8 及び第 6 0 条の 1 3 から第 6 0 条の 1 8 までの規定は、第 6 0 条の 1 8 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 3 3 条の 2 第 2 項、第 3 5 条第 1 項並びに第 4 1 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 3 5 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 6 0 条の 3 4 に規	第 6 0 条の 3 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 略 (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第 6 0 条の 3 6 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。 2・3 略 (準用) 第 6 0 条の 3 8 第 1 1 条から第 1 4 条まで、第 1 7 条から第 1 9 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 5 条から第 3 9 条まで、第 4 2 条、第 6 0 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 6 0 条の 8 及び第 6 0 条の 1 3 から第 6 0 条の 1 8 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 3 5 条中「運営規程」とあるのは「第 6 0 条の 3 4 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 6 0 条の 1 3 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所

改正後	改正前
定する重要事項に関する規程」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては、利用者の状態に応じては、利用者の状態に応じては」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。	介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。
(従業者の員数) 第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所	(従業者の員数) 第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第67条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所

改正後	改正前
1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。	介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。
2 略	2 略
(利用定員等)	(利用定員等)
第66条 略	第66条 略
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者	2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

改正後	改正前
でなければならない。 (管理者) 第 6 7 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 略 (運営規程) 第 7 4 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略 (準用) 第 8 1 条 第 1 0 条から第 1 4 条まで、第 1 6 条から第 1 9 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 3 条の 2、第 3 5 条か	(管理者) 第 6 7 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 (運営規程) 第 7 4 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 略 (準用) 第 8 1 条 第 1 0 条から第 1 4 条まで、第 1 6 条から第 1 9 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 9 条、第 3 5 条から第 3 9 条まで、

改正後	改正前
ら第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第83条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第83条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定小規模指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護多機能型居宅介地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老職員	当該指定小規模指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護多機能型居宅介地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老職員

改正後	改正前
って、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (心身の状況等の把握) 第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等（以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (運営規程) 第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略	って、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (心身の状況等の把握) 第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等（以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (運営規程) 第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 略

改正後	改正前
(定員の遵守) 第102条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から第117条第1項の規定による本市の介護保険事業計画（以下この項において「介護保険事業計画」という。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。 (準用) 第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並	(定員の遵守) 第102条 略 (準用) 第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着

改正後	改正前
びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスマス及び宿泊サービスマスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の	型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスマス及び宿泊サービスマスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の

改正後	改正前
利用者。以下この条及び第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。 ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	利用者。以下この条及び第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。
2～4 略 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専ら認められなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 6～8 略	2～4 略 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専ら認められなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。 6～8 略
9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所で	

改正後	改正前
あつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	
10 略	9 略
11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第112条 略	10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第112条 略
2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	2 略

改正後	改正前
第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。 2～7 略 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第118条 略 2～6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) 外部の者による評価 (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価	第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。 2～7 略 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第118条 略 2～6 略 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

改正後	改正前
(管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合)、指定認知症対応型共同生活介護を除外する指定認知症対応型共同生活介護を行う事業所、若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第124条 略 2 略 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他	(管理者による管理) 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 略 (勤務体制の確保等) 第124条 略 2 略 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」に規定する「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第1項中「地域密着型通所介護」に規定する「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護」に規定する「介護従業者」と、第60条の17第1項中「指定認知症対応型共同生活介護」に規定する「介護従業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	(準用) 第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護」について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護」について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第139条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 (運営規程) 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 略 (勤務体制の確保等) 第147条 略	(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第139条 略 2～5 略 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 (運営規程) 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 略 (勤務体制の確保等) 第147条 略

改正後	改正前
者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5)・(6) 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	あるのは「2月」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 1以上 (5)・(6) 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定

改正後	改正前
4～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員	介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4～7 略 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

改正後	改正前
9～11 略 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。」 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	9～11 略 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

改正後	改正前
第159条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 (地域密着型施設サービス計画の作成) 第160条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 略	第159条 略 2～5 略 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 7 略 (地域密着型施設サービス計画の作成) 第160条 略 2～5 略 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 略

改正後	改正前
(栄養管理) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 (口腔衛生の管理) 第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (運営規程) 第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 略 (勤務体制の確保等) 第171条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業員（看護師、	(運営規程) 第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第171条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (衛生管理等) 第173条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 (4) 略	(衛生管理等) 第173条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 略 (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 略

改正後	改正前
「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に替えるものとする」と、第6月」と読み替えるものとする。 (設備) 第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 (ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) 21.3平方メートル以上とすること。	の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」と読み替えるものとする。 (設備) 第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) 略 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。 (ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) 21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したもののについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

改正後	改正前
(エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第184条 略 2～7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 9 略 (運営規程) 第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 略 (勤務体制の確保等)	(エ) 略 イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第184条 略 2～7 略 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) 略 9 略 (運営規程) 第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 略 (勤務体制の確保等)

改正後	改正前
第189条 略 2・3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。	第189条 略 2・3 略 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第157条まで、第160条、第163条、第165条、第169条、第173条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条	(準用) 第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

改正後	改正前
の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」とあり、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に對して知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に對して知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同条第3号中「第157条第2項」とあるのは「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第193条 略 2～10 略	とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」とあり、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に對して知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に對して知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同条第3号中「第157条第2項」とあるのは「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等) 第193条 略 2～10 略

改正後	改正前
規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８条中「第３条第１２項」とあるのは「第１９３条第１３項」と、第９０条及び第９８条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８条第６項」とあるのは「第１９３条第７項各号」と読み替えるものとする。 第１０章 雑則 (電磁的記録等) 第２０５条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７９条、第１９１条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５７条第１項（第１９１条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８条中「第８３条第１２項」とあるのは「第１９３条第１３項」と、第９０条及び第９８条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９３条第７項各号」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	附 則 第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とす

改正後	改正前
ができるものとする。 第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)・(2) 略	ることができるものとする。 第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 (1)・(2) 略
第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。 第7条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院	第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。 第7条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院

改正後	改正前
又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略
第8条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	第8条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節～第4節 略 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（ 第88条～第91条） 第5章 雑則（第92条） 附則 （指定地域密着型介護予防サ－ビスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 3 指定地域密着型介護予防サ－ビス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型介護予防サ－ビス事業者は、指定地域密着型介護予防サ－ビスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （従業者の員数） 第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サ－ビス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防	目次 第1章～第3章 略 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節～第4節 略 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（ 第88条～第91条） 附則 （指定地域密着型介護予防サ－ビスの事業の一般原則） 第3条 略 2 略 （従業者の員数） 第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サ－ビス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防

改正後	改正前
認知症対応型共同生活介護事業所（第 7 2 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 4 5 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 5 1 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第 4 5 条第 6 項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 1 1 条第 1 項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 6 5 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 7 2 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 1 1 1 条、第 1 3 1 条若しくは第 1 5 2 条の規定を満たすため	認知症対応型共同生活介護事業所（第 7 2 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 3 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 4 5 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 5 1 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第 4 5 条第 6 項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 1 1 条第 1 項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 6 5 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 7 2 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 1 1 1 条、第 1 3 1 条若しくは第 1 5 2 条の規定を満たすため

改正後	改正前
1 1 条、第 1 3 1 条若しくは第 1 5 2 条の規定を満たすために必要な数以上とする。 2 略 (利用定員等) 第 1 0 条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスという。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）、指定介護予防支援（法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 5 条第 6 項において同じ。）の運営（第 4 5 条第 7 項及び第 7 2 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第 1 1 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共	に必要な数以上とする。 2 略 (利用定員等) 第 1 0 条 略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスという。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスという。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）、指定介護予防支援（法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 5 条第 6 項において同じ。）の運営（第 4 5 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第 1 1 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共

改正後	改正前
用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 (運営規程) 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかねばならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略 (勤務体制の確保等) 第29条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 略 (運営規程) 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかねばならない。 (1)～(9) 略 (10) 略 (勤務体制の確保等) 第29条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	

改正後	改正前
(非常災害対策) 第 3 1 条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第 3 2 条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。 (揭示) 第 3 3 条 略	(非常災害対策) 第 3 1 条 略 (衛生管理等) 第 3 2 条 略 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (揭示) 第 3 3 条 略

改正後	改正前
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (虐待の防止) 第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
(地域との連携等) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型	(地域との連携等) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型

改正後	改正前
通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
2～5 略 （従業者の員数等） 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	2～5 略 （従業者の員数等） 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定介護指定認知症対応型共同生活介護事業介護職員 予防小規模多所、指定地域密着型特定施設、指定地 機能型居宅介域密着型介護老人福祉施設、指定介護 護事業所に中老人福祉施設、介護老人保健施設、指	当該指定介護指定認知症対応型共同生活介護事業介護職員 予防小規模多所、指定地域密着型特定施設、指定地 機能型居宅介域密着型介護老人福祉施設、指定介護 護事業所に中療養型医療施設（医療法（昭和23年

改正後	改正前
欄に掲げる施設等（昭和三十二年法律第二〇五号）第七條第二項第4号設等のいづれに規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 当該指定介護前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ 予防小規模多一ビスの事業を行う事業所、指定定期 機能型居宅介護巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 看護事業所の同指定認知症対応型通所介護事業所又は指 一敷地内に中定介護老人福祉施設又は介護老人保健 欄に掲げる施設等 設等のいづれ かがある場合	欄に掲げる施設等（昭和三十三年法律第二〇五号）第七條第二項第4号設等のいづれに規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 当該指定介護前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ 予防小規模多一ビスの事業を行う事業所、指定定期 機能型居宅介護巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 看護事業所の同指定認知症対応型通所介護事業所、指 一敷地内に中定介護老人福祉施設又は介護老人保健 欄に掲げる施設等 設等のいづれ かがある場合
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であつて当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営	7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であつて当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営

改正後	改正前
されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たたる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本 体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 略	う。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たたる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本 体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 略
(管理者) 第46条 略	(管理者) 第46条 略
2 略	2 略
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。))として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。))として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(心身の状況等の把握) 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置し	(心身の状況等の把握) 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置し

改正後	改正前
ていないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握をしなければならない。 (運営規程) 第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略 (定員の遵守) 第59条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた	ていないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (運営規程) 第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 略 (定員の遵守) 第59条 略

改正後	改正前
場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から法第117条第1項の規定による本市の介護保険事業計画（以下この項において「介護保険事業計画」という。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	
(準用) 第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第40条まで、第38条まで（第38条第4項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第29条第3項及び第40条第2項、第32条第2項、第33条第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第6月」と、第2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものと	(準用) 第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものと

改正後	改正前
と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活居住ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算法で、当該共同生活居住の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）	する。 (従業者の員数) 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活居住ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算法で、当該共同生活居住の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）

改正後	改正前
以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。 ただし、当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。	を行わせるために必要な数以上とする。
2～4 略 5 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に及び経験の有する者であって介護予防防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担わせるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならぬ。ただし、当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	2～4 略 5 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に及び経験の有する者であって介護予防防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担わせるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
6～8 略 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指	6～8 略

改正後	改正前
定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。 10 略 11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第11条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第73条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 3 略	9 略 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第11条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第73条 略 2 略

改正後	改正前
第 7 5 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 以上 3 以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）とする。 2 ～ 7 略 （身体的拘束等の禁止） 第 7 9 条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）略 （管理者による管理） 第 8 0 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する	第 7 5 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2 とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。 2 ～ 7 略 （身体的拘束等の禁止） 第 7 9 条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）略 （管理者による管理） 第 8 0 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただ

改正後	改正前
る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第82条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、	し、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 略 (勤務体制の確保等) 第82条 略 2 略 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正後	改正前
職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第88条 略	(準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第88条 略

改正後	改正前
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) 外部の者による評価 (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価 3～5 略 第5章 雑則 (電磁的記録等) 第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 3～5 略

改正後	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
改正前	

大村市指定介護予防防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 略 第6章 基準該当介護予防防支援に関する基準（第35条） 第7章 雑則（第36条） 附則 第4条 略 2～4 略 5 指定介護予防防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 6 指定介護予防防支援事業者は、指定介護予防防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （運営規程） 第20条 指定介護予防防支援事業者は、指定介護予防防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) 略	目次 第1章～第5章 略 第6章 基準該当介護予防防支援に関する基準（第35条） 附則 第4条 略 2～4 略 （運営規程） 第20条 指定介護予防防支援事業者は、指定介護予防防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 略

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第 2 1 条 略 2 ・ 3 略 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第 2 1 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第 2 3 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置そ	(勤務体制の確保等) 第 2 1 条 略 2 ・ 3 略

改正後	改正前
他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (揭示) 第24条 略 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。 (虐待の防止) 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐	(揭示) 第24条 略

改正後	待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービスマン担当者会議（担当職員が介護予防サービスマン計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービスマン計画の原案に位置付けた指定介護予防サービスマン等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービスマン計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 (10)～(28) 略
改正前	(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービスマン担当者会議（担当職員が介護予防サービスマン計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービスマン計画の原案に位置付けた指定介護予防サービスマン等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービスマン計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 (10)～(28) 略

改正後	改正前
第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することのできる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。	

大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第４条関係）

改正後	改正前
目次 第１章～第３章 略 第４章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第３３条） 第５章 雑則（第３４条） 附則 （基本方針） 第４条 略 ２～４ 略 ５ 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ６ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （管理者） 第６条 略 ２ 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者と	目次 第１章～第３章 略 第４章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第３３条） 附則 （基本方針） 第４条 略 ２～４ 略 （管理者） 第６条 略 ２ 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならぬ。

改正後	改正前
することができ。 3 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3～8 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が	3 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3～8 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が

改正後	居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(20) 略 (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの
改正前	居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(20) 略

改正後	改正前
求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。 (21)～(30) 略 (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) 略 (勤務体制の確保) 第22条 略 2・3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発	(21)～(30) 略 (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 略 (勤務体制の確保) 第22条 略 2・3 略

改正後	改正前
生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置） 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	(掲示) 第25条 略

改正後	改正前
2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (虐待の防止) 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第5章 雑則 (電磁的記録等) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定される	

改正後	改正前
もの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。） 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当た る者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。	附 則 (経過措置) 第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 実施事業等（第3条・第3条の2） 第3章～第7章 略 第8章 雑則（第63条～第65条） 附則 （指定第1号事業の一般原則） 第3条の2 生きがい対応型訪問サービス、軽度生活支援員派遣サービス、生きがい対応型通所サービス又は高齢者活動支援サービス（以下「指定訪問サービス等」という。）の事業（以下「指定第1号事業」という。）を行う者として市長が指定する者（以下「指定第1号事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定第1号事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定第1号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 3 指定第1号事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定第1号事業者は、指定訪問サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	目次 第1章 略 第2章 実施事業（第3条） 第3章～第7章 略 第8章 雑則（第63条・第64条） 附則

改正後	改正前
(訪問介護員等の員数) 第4条 生きがい対応型訪問サービス事業を行う者（以下「生きがい対応型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生きがい対応型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（生きがい対応型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者という。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2．5以上とする。 2～6 略 （サービス費の支給を受けるための援助） 第14条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は施行規則第140条の62の5第3項に規定する居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下これを「介護予防サービス計画等」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、総合事業に係るサービス費（以下「総合事業サービス費」という。）の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の総合事業サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。	(訪問介護員等の員数) 第4条 生きがい対応型訪問サービス事業を行う者（以下「生きがい対応型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生きがい対応型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者という。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2．5以上とする。 2～6 略 （サービス費の支給を受けるための援助） 第14条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、総合事業に係るサービス費（以下「総合事業サービス費」という。）の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の総合事業サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

改正後	改正前
(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供) 第15条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った生きがい対応型訪問サービスを提供しなければならない。 (介護予防サービス計画等の変更の援助) 第16条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 (サービスの提供の記録) 第18条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供した際には、当該生きがい対応型訪問サービスの提供日及び内容、当該生きがい対応型訪問サービスの利用者に代わって支払を受ける総合事業サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 略 (運営規程) 第24条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略	(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第15条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った生きがい対応型訪問サービスを提供しなければならない。 (介護予防サービス計画の変更の援助) 第16条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 (サービスの提供の記録) 第18条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供した際には、当該生きがい対応型訪問サービスの提供日及び内容、当該生きがい対応型訪問サービスの利用者に代わって支払を受ける総合事業サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 略 (運営規程) 第24条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略

改正後	改正前
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 (勤務体制の確保等) 第26条 略 2・3 略 4 生きがい対応型訪問サービス事業者は、適切な生きがい対応型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第26条の2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(7) 略 (勤務体制の確保等) 第26条 略 2・3 略

改正後	改正前
(衛生管理等) 第 2 7 条 略 2 略 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (揭示) 第 2 8 条 略 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該生きがい対応型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。 (地域との連携等) 第 3 3 条 略	(衛生管理等) 第 2 7 条 略 2 略 (揭示) 第 2 8 条 略 (苦情に関する協力) 第 3 3 条 略

改正後	改正前
2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して生きがい対応型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても生きがい対応型訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。 (虐待の防止) 第34条の2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
(軽度生活支援員の員数) 第37条 軽度生活支援員派遣サービス事業者（以下「軽度生活支援員派遣サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「軽度生活支援員派遣サービス事業所」という。）ごとに置くべき軽度生活支援員（軽度生活支援員派遣サービスの	(軽度生活支援員の員数) 第37条 軽度生活支援員派遣サービスの事業者を行う者（以下「軽度生活支援員派遣サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「軽度生活支援員派遣サービス事業所」という。）ごとに置くべき軽度生活支援員（指定訪問介護の提供に当たる介

改正後	改正前
提供に当たたる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。) の員数は、事業を行ふために必要な数とする。 2 略 (準用) 第 4 1 条 第 7 条から第 2 2 条まで、第 2 4 条及び第 2 6 条から第 3 6 条までの規定は、軽度生活支援員派遣サービス事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項、第 1 7 条、第 2 0 条、第 2 2 条、第 2 6 条、第 2 8 条の 2 第 2 項、第 2 7 条第 1 項及び第 3 項、第 2 8 条第 1 項並びに第 3 4 条の 2 中「訪問介護員等」とあるのは「軽度生活支援員」と読み替えるものとする。 (運営規程) 第 4 6 条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 略 (勤務体制の確保等) 第 4 7 条 略 2 略 3 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな	介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。) の員数は、事業を行ふために必要な数とする。 2 略 (準用) 第 4 1 条 第 7 条から第 2 2 条まで、第 2 4 条及び第 2 6 条から第 3 6 条の 2 までの規定は、軽度生活支援員派遣サービスの事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項、第 2 2 条及び第 2 8 条中「訪問介護員等」とあるのは「軽度生活支援員」と読み替えるものとする。 (運営規程) 第 4 6 条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 略 (勤務体制の確保等) 第 4 7 条 略 2 略 3 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな

改正後	改正前
ければならない。その際、当該生きがい対応型通所サービス事業者は、全ての生きがい対応型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 生きがい対応型通所サービス事業者は、適切な生きがい対応型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生きがい対応型通所サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第49条 略 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第50条 略 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、当該生きがい対応型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該生きがい対応型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおお	ければならない。 (非常災害対策) 第49条 略 (衛生管理等) 第50条 略 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、当該生きがい対応型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

改正後	改正前
むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、生きがい対応型通所サービス従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該生きがい対応型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該生きがい対応型通所サービス事業所において、生きがい対応型通所サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。 (地域との連携等) 第50条の2 生きがい対応型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生きがい対応型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して生きがい対応型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても生きがい対応型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。 (事故発生時の対応) 第50条の3 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	

改正後	改正前
ない。 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 4 生きがい対応型通所サービス事業者は、第44条第4項の生きがい対応型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 (記録の整備) 第51条 略 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第54条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第28条から第30条まで、第31条、第32条、第34条の2及び第35条の規定は、生きがい対応型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項(第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。)」	(記録の整備) 第51条 略 2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 第54条において準用する第34条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用) 第54条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条及び第28条から第35条までの規定は、生きがい対応型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と、第22条及び第28条中「訪問

改正後	改正前
と、「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と、第22条、第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2中「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第54条の3 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第28条から第30条まで、第31条、第32条、第34条の2、第35条、第43条、第44条第4項及び第45条から第53条までの規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型通所サービス（以下「共生型生きがい対応型通所サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービスの提供者に当たたる従業者（以下「生きがい対応型通所サービス従業者」という。）」と、第22条、第26条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2中「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と、第47条第3項及び第4項並びに第50条第2項中「生きがい対応型通所サービス従業者」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第58条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第28条から第30条まで、第31条、第32条、第34条の2、第35条及び第45条から第53条までの	介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第54条の3 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第30条まで、第31条から第36条まで、第43条、第44条第4項、第45条から第50条まで、第52条及び第53条の規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型通所サービス（以下「共生型生きがい対応型通所サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービスの提供者に当たたる従業者（以下「生きがい対応型通所サービス従業者」という。）」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と、第47条第3項中「生きがい対応型通所サービス従業者」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (準用) 第58条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第36条まで及び第45条から第53条までの規定は、高齢者活動支援サービスの事業について準用する。この

改正後	改正前
規定は、高齢者活動支援サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と、第22条の2第2項、第28条第1項及び第34条の2中「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と読み替えるものとする。 (利用料) 第59条 総合事業の利用料は、次のとおりとする。 (1) 生きがい対応型訪問サービス及び生きがい対応型通所サービス 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (2) ・ (3) 略 (電磁的記録等) 第63条 指定第1号事業者及び指定訪問サービス等の提供に当たたる者（次項において「事業者等」という。）の提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第36条の3、第41条、第54条、第54条の3及び第58条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る	場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と、第22条及び第28条第2中「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と読み替えるものとする。 (利用料) 第59条 総合事業の利用料は、次のとおりとする。 (1) 生きがい対応型訪問サービス及び生きがい対応型通所サービス 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額 (2) ・ (3) 略

改正後	改正前
電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定においては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。 （文書の提出等） 第 6 4 条 略 （委任） 第 6 5 条 略	（文書の提出等） 第 6 3 条 略 （委任） 第 6 4 条 略

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(21) 略 (22) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (23)～(28) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(21) 略 (22) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (23)～(28) 略

大村市文化基金活用状況

単位:円

	15～17年度	18～20年度	21～23年度	24年度	25年度	26年度
寄付額	3,470,000	1,010,000	170,000	0	0	0
基金利子額(益金)	229,437	495,941	693,514	89,933	79,801	73,035
基金取崩額	5,474,523	7,636,852	9,509,454	2,797,128	2,342,491	4,027,134
取崩後基金残額			61,385,794	58,588,666	56,246,175	52,219,041
基金取崩累計額	5,474,523	13,111,375	22,620,829	25,417,957	27,760,448	31,787,582
基金活用総額						
主な文化基金活用事業						
・文化創造自主事業	5,703,960	8,132,793	10,202,968	2,887,061	2,422,292	4,100,169
・文化財保存事業						
・民俗芸能保存事業						
・文化活動遠征費補助事業						

第7号議案関係資料

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度(見込)	R3年度(見込)	R4年度(見込)	R5年度(見込)	合計
寄付額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,253,799
基金利子額(益金)	168,276	157,945	99,088	11,372	4,236	27,737	27,000	27,000	27,000	29,568,789
基金取崩額	2,674,716	4,055,231	3,130,163	2,624,848	2,842,578	972,263	5,045,000	5,045,000	5,045,000	63,222,381
取崩後基金残額	49,544,325	45,489,094	42,358,931	39,734,083	36,891,505	35,919,242	30,874,242	25,829,242	20,784,242	20,784,242
基金取崩累計額	34,462,298	38,517,529	41,647,692	44,272,540	47,115,118	48,087,381	53,132,381	58,177,381	63,222,381	63,222,381
基金活用総額										
主な文化基金活用事業										
・舞台芸術祭開催補助事業										
・文化創造自主事業	2,842,992	4,213,176	3,229,251	2,636,220	2,846,814	1,000,000	5,072,000	5,072,000	5,072,000	
・文化財保存事業										
・民俗芸能保存事業										
・文化活動遠征費補助事業										

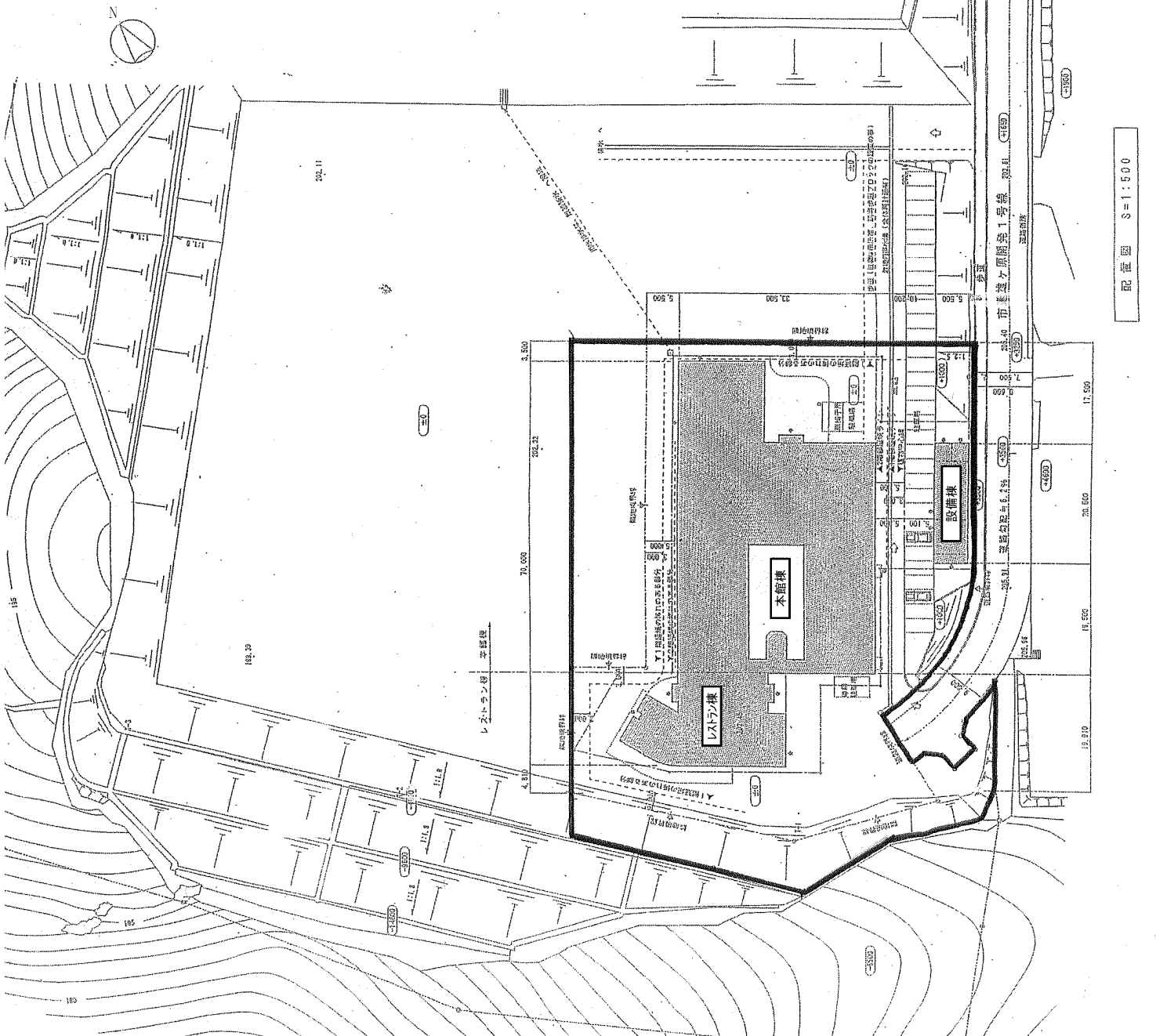
大村市文化基金条例（新旧対照表）

改正後	改正前
附 則 1 略 2 市長は、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、65,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。	附 則 1 略 2 市長は、平成15年4月1日から平成33年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、60,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。

新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 清算金（第24条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）で、その額が3万円以上のもは、分割徴収し、又は分割交付することができる。 2 略 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収の場合にあっては法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で施行者が定める利率とする。 (督促手数料及び延滞金) 第30条 略 2 清算金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「100円」とあるのは「84円」と、同条例第3条及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年10.75パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年5.37パーセント」と読み替えるものとする。	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 清算金（第24条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）で、その額が3万円以上のもは、分割徴収し、又は分割交付することができる。 2 略 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、交付の場合は年6パーセント、徴収の場合は年6パーセント以内で施行者が定める利率とする。 (督促手数料及び延滞金) 第30条 略 2 清算金の督促手数料及び延滞金については、大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「100円」とあるのは「82円」と、同条例第3条及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年10.75パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年5.37パーセント」と読み替えるものとする。

位置図



站号	站名	里程	坡度	桥	站名	里程	坡度	站名
1		57.41	6.70	352.100				191.4100
2		58.32	6.70	354.510				371.9050
3		58.81	11.03	1,187.142				578.7050
4		59.70	11.03	488.140				741.4050
5		59.83	3.05	530.144				140.1440
6		59.03	5.11	146.433				74.4340
7		57.49	35.45	2,538.200				1,481.1150
8		14.65	5.31	74.456				27.4550
9		12.15	4.44	59.450				75.4500
10		13.10	2.82	39.450				18.4510
11		14.19	2.65	37.655				18.4510
12		9.78	3.47	35.453				18.4515
13		8.32	2.85	20.453				14.0420
14		76.01	2.56	456.456				74.4520
15		7.65	7.16	18.460				4.46100
16		35.34	1.55	165.463				76.4610
17		71.33	4.13	30.463				46.17150
18		80.40	4.11	66.464				54.4630
19		78.13	2.97	126.462				74.4630
20		71.49	2.15	37.272				30.4640
21		51.19	1.82	3.555				3.42500
22		75.70	5.97	164.465				76.4650
23		8.49	1.85	3.504				4.17600
24		74.45	1.51	153.410				76.4650
25		74.45	2.04	153.410				76.4650
26		10.12	6.61	6.711				4.3550
27		12.13	6.61	7.197				3.343
28		76.13	1.21	146.372				3.343
29		74.45	3.18	166.371				8.17853
30		74.45	2.17	146.372				10.48350
31		74.45	2.17	157.259				74.48450
32		72.85	2.11	153.735				76.48750
33		72.87	2.86	146.558				74.55500
34		71.82	2.64	145.240				76.48500
35		70.45	2.00	148.550				1,144.2650
36		63.12	33.15	2,734.412				1,471.4325

公用車の交通事故について（報告第 1 号関係）

1 経緯

令和 2 年 1 2 月 2 3 日午前 1 1 時 2 0 分頃、本市教育委員会事務局職員が大村市環境センターにおいて、一時的に停車していた場所から公用車をバックさせた際、後方に停車していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車に接触し、当該軽自動車の右側後部スライドドア等に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

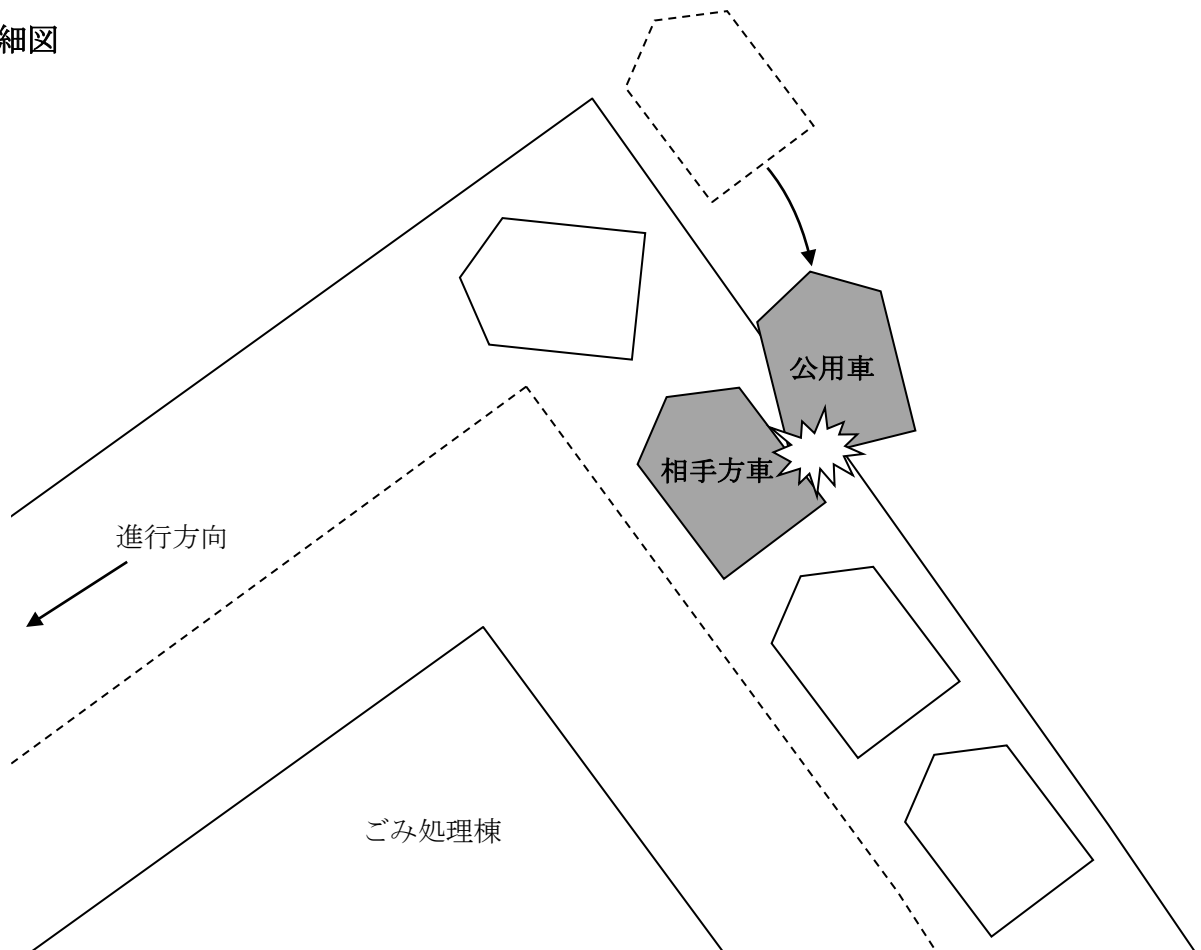
なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額 2 7 5, 6 8 3 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



広域農道上の自動車破損事故について（報告第２号関係）

1 経緯

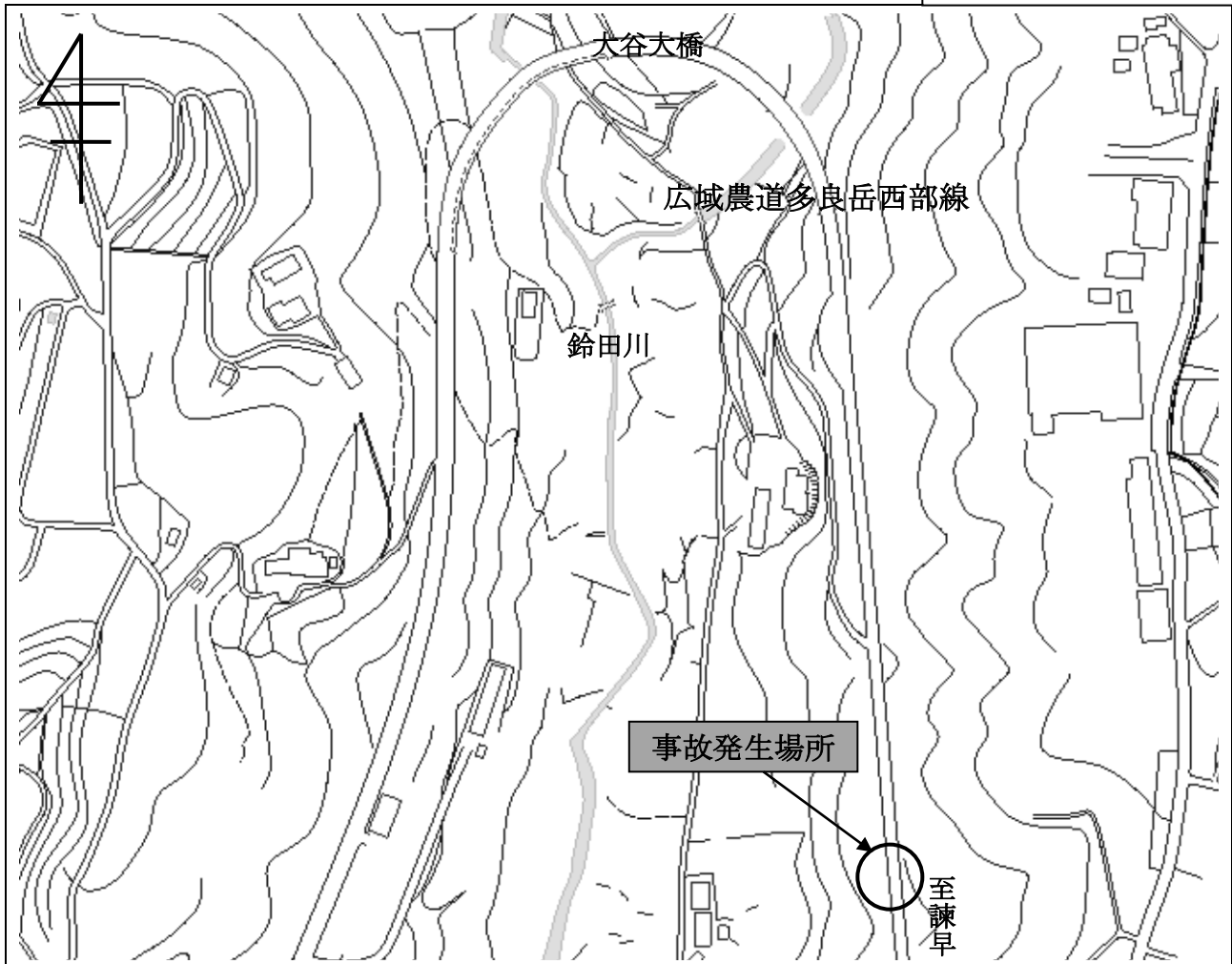
令和２年７月２８日午前９時頃、 氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が広域農道多良岳西部線を走行中、道路の陥没箇所（縦８０ｃｍ、横５０ｃｍ、深さ１５ｃｍ）に気付かず通過した際、左前輪のタイヤ及びホイール並びに左後輪のホイールを損傷した。

2 事故の原因及び処理

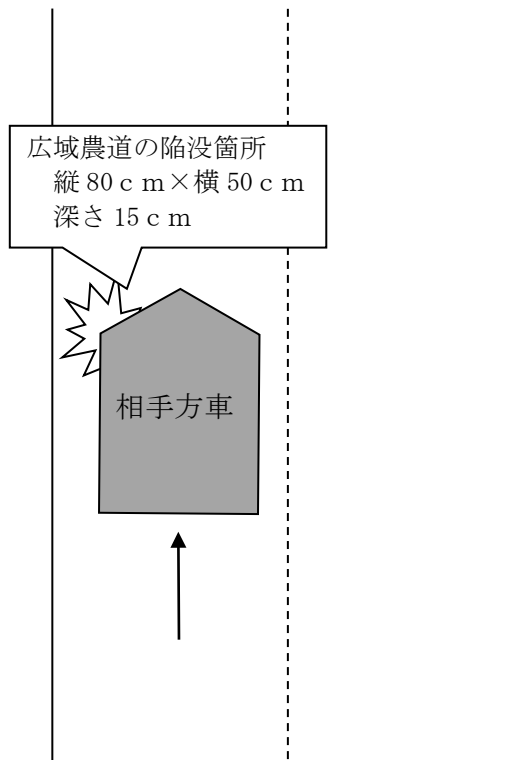
事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生した陥没箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、陥没箇所の補修工事を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の５割に相当する額２７，１８０円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)

